

事前質問に対する回答

【議題(2)】 関連質問

1. 現年分の収納率について【関連ページ：P7】(質問委員：A委員)

質問内容	令和4年度には収納率が低下し、令和5年度においては更なる低下が見込まれるが、その理由をどのように分析されているか伺う。 (収納率向上に向けては、スマートフォンアプリによる収納が可能となるのなど、様々な取組が行われている。そうした取組の効果もあって現年分の収納率は平成30年度から令和3年度にかけて右肩上がりでも推移してきた。)
回答	令和4年度の収納率(96.27%)については、本市総合計画に掲げる基準値(94.5%)を上回る堅調な推移を維持しています。 なお、前年度比からの減少の理由としては、市税同様、物価高騰やコロナ禍の第7波、第8波到来の影響を受けたのではないかと分析しています。 令和5年度の国民健康保険料についても、鋭意、収納業務に取り組んでいるところであり、その収納率についても、結果として基準値を上回る、堅調な数値となるよう、努めていく所存です。

2. 出産育児一時金について【関連ページ：P9】(質問委員：A委員)

質問内容	出産育児一時金を当初予算の約4,500万円から約1,000万円の減額補正となる理由について伺う。
回答	令和5年度当初予算においては、出産育児一時金の支給対象者90人分を予算措置しています。 しかしながら、令和4年度実績が66人(令和3年度は67人)であること及び令和5年度の4月～10月(7ヶ月間)の実績が40人であり、令和3年度以降、月平均6人以下となっていることを踏まえ、今後の執行見込みを精査し、21人分(1,050万円)を減額補正するものです。

【議題(3)】 関連質問

1. 特定健康診査の実施について【関連ページ：P 2 2】（質問委員：B 委員）

質問内容	<p>特定健康診査事業の事業計画(案)において、 「④集団健診の実施」は、昨年の資料には実施個所として市保健センターがあったが、この度は記載がないが実施するのか伺う。 「⑦健康診査結果の提供依頼」とあるが、被保険者の勤務先をどのように把握するのか。また、保険料の滞納がある方は、行政から職場への働きかけが負担になる人もいると考えるが、被保険者に不快にさせないようどう取り組むのか伺う。</p>
回 答	<p>「④集団健診の実施」について、市保健センターの施設改修に伴い、令和5年度に山口県健康づくりセンターへ会場を変更したものです。同施設では、市のがん検診と集団健診が同時に行える適度な広さが確保でき、利用者の利便性の向上にも繋がることから、令和6年度においても同施設での実施を予定しています。 「⑦健康診査結果の提供依頼」については、税務担当課が所有している事業所情報の活用等、他市の事例も参考にしながら有効な方法を研究しているところです。 引き続き、情報収集に努めるとともに、個人情報の取扱い等の課題を整理しながら、被保険者や事業所に御理解・御協力をいただける取組みとなるよう、実施に向けた検討を進めてまいります。 なお、健診結果については、被保険者本人から直接、市へ提供いただく方法もございますので、しっかり周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

2. 特定保健指導の実施について【関連ページ：P 2 2】（質問委員：B 委員）

質問内容	<p>特定保健指導の事業計画(案)において、 「①デジタル技術を活用した保健指導の実施」とあるが、保健指導利用者の満足度に着目した理由及び費用対効果をどう見ているか伺う。 「③全国健康保険協会山口支部との事業連携による特定保健指導の実施」とあるが初回面接の分割実施とは何か。</p>
回 答	<p>「①デジタル技術を活用した保健指導の実施」で満足度に着目した理由については、現在、市が実施している特定保健指導は、業務時間内に面接や電話等で支援を行っており、対象者が特定保健指導を「受けてみたい」と思っても利用が限定されている現状があります。アプリ等の保健指導支援ツールを導入することで、面接や電話のやり取りだけでなく、対象者が時間の拘束をされずに手軽に指導を受けられるようになり、対象者の負担を軽減することができます。これまで、特定保健指導を「受けてみたい」と思っても受けられなかった対象者が指導を受けやすい環境を整備することにより、実施率向上につながると考えます。 また、アプリ等の保健指導支援ツールの活用により、対象者が記録した食事や運動、バイタル情報等を支援者が随時確認できるようになり、タイムリーな情報提供や指導が可能になります。 費用対効果については、アプリ等の保健指導支援ツールを導入することで、今まで利用できなかった対象者が特定保健指導を受けることが可能となり、特定保健指導の実施率は向上すると見込んでいます。また、対象者の健康状態の改善や業務の効率化にもつながることから、費用に見合う効果は得られると考えております。 「③全国健康保険協会山口支部との事業連携による特定保健指導の実施」の分割実施については、健診当日に検査結果が全て揃わない場合でも、腹囲・体重・血圧・喫煙歴等の状況から、特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、初回面談の1回目（暫定的な行動計画の策定）を実施し、血液検査結果等の健診結果が全て揃った後、電話等により初回面談の2回目（行動計画の修正・完成）を実施するものです。健康意識が高まっている時に働きかける方がより効果的であるため、実施率向上につながるものと考えております。</p>

【議題(4)】 関連質問

1. 糖尿病性腎症重症化予防事業について【関連ページ：P14】(質問委員：B委員)

質問内容	<p>保健指導実施医療機関を3つの病院と指定する理由について伺う。 (他の医療機関は実施できないのか。かかりつけ医においても糖尿病予防の外来診療を行っているところもあり、より身近な医療機関で予防事業が実施できる方が、効果が上がると思うし、大病院は待ち時間が長くて人が多くて、知り合いに会いそうでハードルが高いのではないかと。かかりつけ医で管理栄養士からの指導ができないのであれば、市の管理栄養士が別途指導すればいいのではないかと。)</p>
回答	<p>この事業は糖尿病性腎症の重症化を防ぎ、人工透析への移行を予防しようという事業で、本事業の保健指導実施医療機関につきましては、地方厚生局長等に届出された医療機関のうち、施設基準に基づいた「糖尿病透析予防指導管理料」(糖尿病指導の経験を有する医師、看護師、管理栄養士等で構成されるチームが設置される等)が適用されている病院に委託し、保健指導を実施していただいております。本市でこの基準を満たす病院は、現在のところ山口赤十字病院、済生会山口総合病院、小郡第一総合病院のみとなっています。</p> <p>この事業は、日常の健康相談や傷病の受診通院等、身近で長い期間にわたって患者の健康状態を把握されているかかりつけ医と連携して事業を進めており、事業対象者の適否や御推薦をいただいた後、最終的な対象者へ参加勧奨を行っています。</p> <p>また、実施された保健指導の内容はかかりつけ医と共有するとともに、かかりつけ医を受診した際の記録等を病院と共有しており、保健指導を実施する病院と、かかりつけ医がそれぞれの役割を担うとともに、相互に情報を共有・連携することで、事業参加者一人ひとりの生活習慣の改善を目指し、引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

2. 後発医薬品について【関連ページ：P17】(質問委員：B委員)

質問内容	<p>昨今の医薬品供給不足の理由の一つに、後発医薬品の利用率引き上げ目標を決めて政策的に行ってきたことで、製薬会社の過当競争から不祥事につながったと承知している。以前の協議会でも確認したように、効能や副作用などの問題で先発医薬品を医師の判断で処方される場合もある。山口市も国が示す80%を目標としているが、その数値目標に、以上の点から整合性はあるのか伺う。</p> <p>また、差額通知書発送経費、希望シール配布など、啓発にかかる費用をどう見積り、その費用対効果をどのように評価しているのか。</p> <p>80%以上にしないとペナルティがあるのか。</p>
回答	<p>国は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとして、令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標(R3.6.18閣議決定)を定めており、本市においても実現可能な目標として80%以上としたところです。</p> <p>また、病院からの処方箋は、一般名処方箋が推進されており、医師からの「変更不可」の指示がない限りは、薬局で後発医薬品を選択して利用することができるものと認識しております。</p> <p>差額通知や啓発等に係る経費は、送付や配布実績等を基に算定しており、効果といたしましては、令和4年度実績として差額通知送付者の後発医薬品への切替は約22%、自己負担額の軽減効果は一人当たり約2,300円となっており、利用率も年々上昇していることも踏まえ、医療費適正化の取組として効果のある事業と認識しております。なお、差額通知発送や啓発等に要した経費相当額が特別調整交付金等で交付されています。</p> <p>ペナルティはありませんが、後発医薬品の促進等の取組・使用割合は、保険者努力支援制度(取組評価分)の評価指標となっており、特別交付金(保険者努力支援分)に反映され交付されております。</p>